

宮古島市成人祝金給付要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、宮古島市主催の成人式式典が中止となった新成人に対して、成人祝金（以下「祝金」という。）を給付することにより、成人の仲間入りを祝福する。

(対象者)

第2条 祝金を受けることのできる者（以下「受給対象者」という。）は、日本国籍を有する平成13年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和3年9月末時点で宮古島市に住民登録されている者。
- (2) 平成29年3月に宮古島市立中学校を卒業し、進学等で住所を異動した者。
- (3) 令和2年3月に宮古島市内の沖縄県立高等学校を卒業し、進学等で住所を異動した者。

(祝金の額)

第3条 祝金の額は、10,000円とする。

(申請の方法及び申請期間)

第4条 祝金の給付を受けようとする者は、宮古島市成人祝金給付申請書(様式第1号)により申請しなければならない。

- 2 代理人が申請及び給付を受ける場合、申請書(様式第1号)と委任状(別紙)をもって申請する。
- 3 祝金の申請期間は令和3年12月1日から令和4年2月末日までとする。

(祝金の支給)

第5条 前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに交付の可否を決定し、適当と認めたときは、遅滞なく指定の口座へ振り込むものとする。

(受給資格の喪失)

第6条 受給対象者が、申請期間内に申請しないときは、祝金を給付しない。

(給付金の返還)

第7条 祝金の給付を受けた者が、虚偽の申請その他不正な手段により祝金の

給付を受けたことが明らかになったときは、その者に対し、祝金の返還を命ずることができる。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。